一般社団法人ワールドスケートジャパン

代表選手（国際大会派遣選手）選考規程

（目的）

第１条 一般社団法人ワールドスケートジャパン（以下「本連盟」という。）の競技力向上 事業を円滑に進めるため、代表選手（世界選手権大会その他の国際大会（以下「対 象国際大会」という。）派遣選手を意味する。以下同じ。）の選考基準を定める。

（適用範囲）

第２条 本規程は、本連盟に所属する選手、加盟チーム、加盟団体の全てに適用する。

（選考基準）

第３条 代表選手の選考基準については、本連盟各競技委員会が本規定第４条及び第５条で定める資格条件、選考手順に従って公正なる選手選考を行う。

（資格条件）

第４条 代表選手の資格条件は次のとおりとする。

（１）日本国籍を有すること。

（２）選考時点において、本連盟の正会員であること。

（３）本連盟が指定する選手選考会に出場していること。

（選考手順）

第５条 代表選手の選考手順は次のとおりとする。

（１）代表選手を選考するための競技会（以下「選手選考会」という。）は、各対象国 際大会の開催日の２ヵ月前までに本連盟のホームページ等において告知する。ただし、やむを得ない事情がある場合には各競技委員会の決定により １ ヶ月前までに告知することが出来る。

（２）各競技委員会は、ホームページ上に選考基準を選手選考会の開催日の１ヵ月前までに本連盟のホームページ等において告知する。

（３）代表選手の選考は、各対象国際大会が定めるエントリー期限までに各競技委員会の決定をもって行うものとする。

（４）国際大会の発表が遅れ、開催日までの時間が２ヶ月以下であり選考会開催が不可能であるなどやむを得ない場合は、委員会の判断により過去 １ 年以内の大会結果を基に選考する事ができる。但し、理事会の事後の承認を得るものとする。

（不服申し立て）
第６条 代表選手最終選考に対する不服申し立ては、日本スポーツ仲裁機構「スポーツ仲裁規則」に従ってなされる仲裁により解決されるものとする。

（規程外事項）
第７条 本規程に定めのない事項については、理事会にて決定する。

（規程の改廃）
第８条 本規程の改廃は、理事会において行う。

附 則 １ この規程は、 ２０２２ 年１ 月 ２３ 日から施行する。
２ 令和５年９月１日 執行理事会により改定（第５条 ４項追加）